○東北地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間
七号	由利本荘市岩城内道川字内道川八四番一から同市岩城内道川字鳥森一八番一まで

供用開始の期日　平成二十五年七月三十日

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月三十日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　小平都市計画道路事業三・二・八号府中所沢線及び国分寺都市計画道路事業三・二・八号府中所沢線

三　事業施行期間　自平成二十五年七月三十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都国分寺市東戸倉二丁目並びに小平市上水本町一丁目、津田町一丁目及び小川町一丁目地内

使用の部分　東京都小平市上水本町一丁目及び津田町一丁目地内

○中部地方整備局告示第百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局静岡国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日　中部地方整備局長　梅山　和成

（一）道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　百三十九号　静岡県富士宮市小泉地先から静岡県富士宮市上井出地先

（二）他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ビー・ビー・バックボーン株式会社　専務取締役　荘司　育男

住所　東京都港区東新橋一丁目九番一号

（三）他の管理者が行う道路の管理の内容

一般国道百三十九号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道百三十九号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

（四）管理の期間

平成二十五年六月二十八日から本協定の存続する日まで

○四国地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月三十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　四国中央都市計画道路事業三・五・三号中央村松線

三　事業施行期間　自平成二十五年七月三十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛媛県四国中央市村松町字神楽縄、江端縄、富光増縄及び日吉縄地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

報告書受領

七月二十六日内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十五年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

参議院

報告書受領

七月二十六日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十五年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

人事異動

法務省

検事　中辻雄一朗

平成二十五年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十五年十月三十一日までとする

平成二十五年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十五年十一月三十日までとする

同　中辻雄一朗

平成二十五年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する

併任の期間は平成二十五年十一月三十日までとする（以上七月二十二日）

検事　神村　昌通

同　北川健太郎　同　廣上　克洋

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に併任する

併任の期間は平成二十五年十一月三十日までとする（各通）

同　赤根　智子　同　小山　紀昭

同　辻　裕教

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）の併任を解除する（各通）

同　瀬戸　毅　同　水沼　祐治

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する

併任の期間は平成二十五年十一月三十日までとする（各通）

同　辻　裕教　同　松下　裕子

検事兼法務教官　秋山　実

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）の併任を解除する（各通）（以上七月二十三日）

文部科学省

科学技術・学術政策局計画官　阿蘇　隆之

科学技術・学術政策局国際交流官　石田　徹

大臣官房付に任命する（各通）

生涯学習政策局参事官　新井　孝雄

生涯学習政策局情報教育課長に任命する　生涯学習政策局調査企画課長　大谷　圭介

生涯学習政策局参事官に任命する　国立大学法人名古屋大学研究推進室教授　渡辺　正実

高等教育局学生・留学生課長に任命する　内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）　小山　竜司

科学技術・学術政策局企画評価課長に任命する　高等教育局学生・留学生課長　松尾　泰樹

科学技術・学術政策局人材政策課長に任命する　高等教育局主任視学官　弦本　英一

科学技術・学術政策局研究開発基盤課長に任命する　大臣官房付　木村　直樹

研究振興局学術機関課長に任命する　研究振興局情報課長　下間　康行

研究振興局基盤研究課長　前田　豊

研究振興局参事官に任命する（各通）　文化庁文化部宗務課長　長谷川和弘

研究開発局参事官に任命する　研究開発局参事官　森　孝之

国立教育政策研究所研究企画開発部長　萬谷　宏之

文化庁に出向させる（各通）